

Q5- 1.台湾の租税の体系(種類)について教えてください。

台湾の税金は、財政収支区分法の規定により、国税と地方税に大別できます。国税は中央政府の税収であり、財政部所属の各管轄官庁が徴収します。他方、地方税は地方政府の税収であり、直轄市および県(市)が徴収します。国税および地方税の税金の種類は、それぞれ以下の10種類、8種類あります。

<国税>	<地方税>
1. 所得税（法人税および個人所得税）	1. 印紙税
2. 営業税	2. 土地増値税
3. 関税	3. 地価税
4. 貨物税	4. 田賦
5. 鉱業権費	5. 家屋税
6. 遺産税および贈与税	6. 契約税
7. 証券取引税	7. ナンバープレート使用税
8. 先物取引税	8. 娯楽税
9. 酒・たばこ税	
10. 特種貨物およびサービス税	

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や資誠聯合會計師事務所(PwC台湾)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。